

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階
3 大規模小売店舗の新設をする日
令和三年十二月三十一日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千四百四十七・三八平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地東側 四十九台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数
店舗建物南東側 十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積
店舗建物北東側 二十七・〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗建物内北東側 八・二二立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二箇所 建物敷地南東側及び建物敷地東側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間

二 届出年月日
令和三年四月三十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所
大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

2 縦覧期間

令和三年五月二十五日から同年九月二十七日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年九月二十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年五月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
HIヒロセスーパーコンビ三重店（仮称）
豊後大野市三重町赤嶺千五百十八

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ホームインプループメントひろせ
代表取締役社長 中 澤 孝 志

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ホームインプループメントひろせ
代表取締役社長 中 澤 孝 志

3 大規模小売店舗の新設をする日
令和三年十二月三十一日

大分市大字古国府二百四十三番地九

大分市大字古国府二百四十三番地九

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四千九百平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

第一駐車場 建物敷地内 南側平面 五十六台

第二駐車場 建物敷地外 南側平面 百二台

第三駐車場 建物敷地外 西側平面 三十四台

合計 百九十二台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

建物南西側 十六台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設(1) 建物北側 六十八・〇平方メートル

荷さばき施設(2) 建物北東側 百四十七・〇平方メートル

合計 二百十五・〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管庫(1) 建物西側 五・五〇〇立方メートル

廃棄物保管庫(2) 建物西側 十六・〇〇〇立方メートル

廃棄物保管庫(3) 建物北東側 十・四〇〇立方メートル

合計 三十一・九〇〇立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前八時

閉店時刻 午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

第一駐車場 二箇所 店舗敷地南側及び西側

第二駐車場 二箇所 店舗敷地外北側及び南側

第三駐車場 一箇所 店舗敷地外東側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後六時まで

二 届出年月日

令和三年四月三十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

2 縦覧期間

令和三年五月二十五日から同年九月二十七日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年九月二十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年五月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十五日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延 長
		前	後		
一般国道二一二号	中津市耶馬溪町大字宮園字杉本九二〇番二から 中津市耶馬溪町大字宮園字町浦九八〇番まで	一七・〇メートル 一・一・九	三四・〇 一三・二	三四・〇 一三・二	三三・五・〇

大分県告示第三百八十二号

令和三年五月二十五日

大分県報（告示）

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年五月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二二号	中津市耶馬溪町大字宮園字杉本九二〇番二から 中津市耶馬溪町大字宮園字町浦九八〇番まで	令三・五・二五
県道小挾間大分線	由布市挾間町赤野字マルタ二一一一番一から 由布市挾間町赤野字北口原三八〇番三まで	

○病院局告示

大分県病院局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次のとおり大分県立病院の患者に係る自己負担分医業未収金の収納事務を委託した。

令和三年五月二十五日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

一 受託者の住所及び名称

東京都渋谷区渋谷二一六―八 南雲ビル四階

弁護士法人 館野法律事務所

代表者 館 野 完

神奈川県横浜市西区楠町十六―一 C I T Y B L D G . 二階

弁護士法人 ライズ総合法律事務所

代表弁護士 田 中 泰 雄

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○公 告

大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。

令和三年五月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 講習会の開催期日及び場所
- 開催日時 令和三年九月一日（水曜日）午前九時三十分から午後五時まで
なお、受付時間は、午前九時から午前九時二十五分までとする。
 - 開催場所 大分市金池南一丁目五番一号 ホルトホール大分
- 二 講習会の受講申込みの受付期間及び場所
- 受付期間 令和三年七月二十六日（月曜日）から同月三十日（金曜日）まで
 - 受付場所
- 次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部

支 部 名	所 在 地
国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内
別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健所内
速見支部	速見郡日出町字仁王山三五三一番地二四 日出総合庁舎内
由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内
臼杵支部	臼杵市大字臼杵字洲崎七二番地三四 中部保健所内
津久見市支部	津久見市港町一番二二号 津久見商工会議所内
佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健所内
豊後大野支部	豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内
竹田支部	竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内
日田支部	日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内
玖珠郡支部	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内

中津支部	中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内
宇佐支部	宇佐市大字法鏡寺三三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内
豊後高田支部	豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内
大分市支部	大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内

令和三年五月二十五日

大分県報（公告）